

4. 福祉及び社会復帰施策等

1 障がい福祉制度の概要

(1) 障害者総合支援法とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年法律第123号）は、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、それまでは身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類や年齢により提供されていた福祉サービス、公費負担医療等について、どの障がいのある方も共通の制度のもとで提供するしくみに改められました。

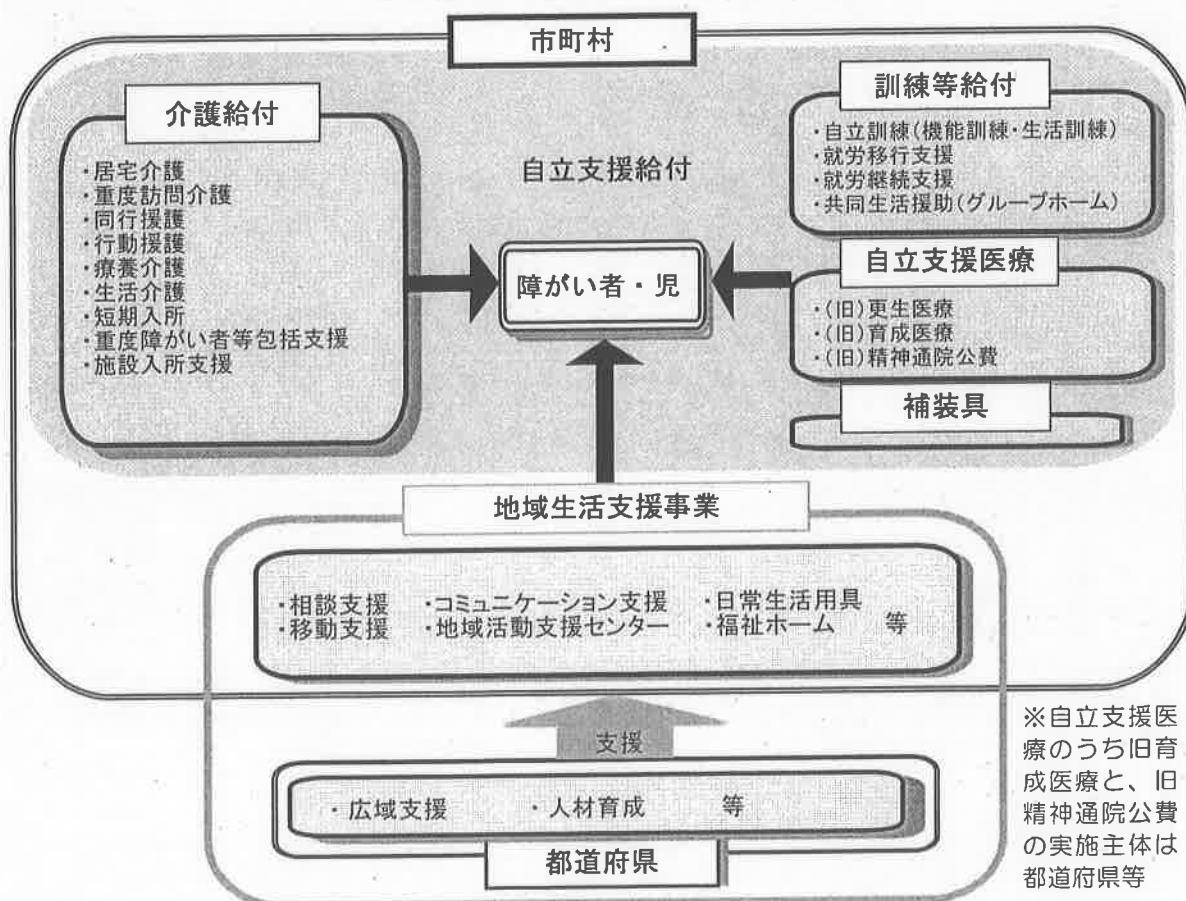
●障害者総合支援法のポイント

- ①障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がいを含む）・難病等）にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するためのしくみを一元化し、施設・事業を再編
- ②障がいのある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持って一元的にサービスを提供
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定のしくみを透明化、明確化

(2) サービスのしくみ

複雑に組み合わさっていた障害福祉サービスが一つになり、総合的に障がい者の地域での自立した生活を支援します。

(総合的な自立支援システムの構築)



(3)障害福祉サービス等の内容

「障害福祉サービス」は、介護を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」と位置付けられ、利用の際のプロセスが異なります。また、各種相談支援サービスが受けられます。

○介護給付

サービス名称	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、食事の介護などを行います。

○訓練等給付

サービス名称	内 容
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

○各種相談支援

サービス名称	内 容
計画相談支援	
サービス利用支援	利用者（保護者）の意向を始め、心身の状況や置かれている環境等を把握・検討し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類や内容等について、サービス等利用計画を作成します。サービス等利用計画案は、市町村が行う支給決定（変更）の参考とされ、支給決定（変更）後には、利用者に交付されます。必要に応じてサービス事業者等との連絡調整も行われます。
継続サービス利用支援	障害福祉サービスや地域相談支援の支給決定を受けた後、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に受けることができるよう、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。モニタリングの結果により、サービス等利用計画を変更し、新しいサービスの支給決定や支給決定の変更が必要である場合には、利用者に対して申請の勧奨等を行うことがあります。必要に応じてサービス事業者等との連絡調整も行われます。
地域相談支援	
地域移行支援	住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。
地域定着支援	地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に、適切な相談やその他必要な支援を行います。

(4) 障害福祉サービスの利用のしかた

申請からサービスを受けるまでの流れは次のようになっています。

みなさんに必要なサービスを提供できるよう市町村や事業者がお手伝いします。

申請は、お住まいの市町村に行います。障害者支援施設などに入所している人は入所前に住んでいた市町村に申請します。

相 談 市町村または相談支援事業所に相談します。



支給申請

利用者は必要なサービスを選択し、サービスの種類ごとに申請します。



調 査

支給の申請を行うと、現在の生活や障がいの状況についての調査（アセスメント）が行われます。



障害支援区分の認定

調査の結果をもとに審査会で審査・判定が行われ、障害支援区分が決められます。（介護給付を希望する場合）



サービス等利用計画案の作成

市町村は、相談支援事業者にサービス等利用計画案の作成・提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。
※利用者又は障害児の保護者が作成する計画案（セルフケアプラン）を提出することもできます。



支給決定

障害支援区分や介護する人の状況、申請者の要望などをもとにサービスの支給量などがきまり、通知され、受給者証が交付されます。



サービス等
利用計画の
作成・交付

全ての利用者に対して、サービス等利用計画を作成し交付します
(平成24年4月1日から段階的に対象者を拡大し、平成26年度
までに全ての対象者について実施することとなります)。

契約・利用

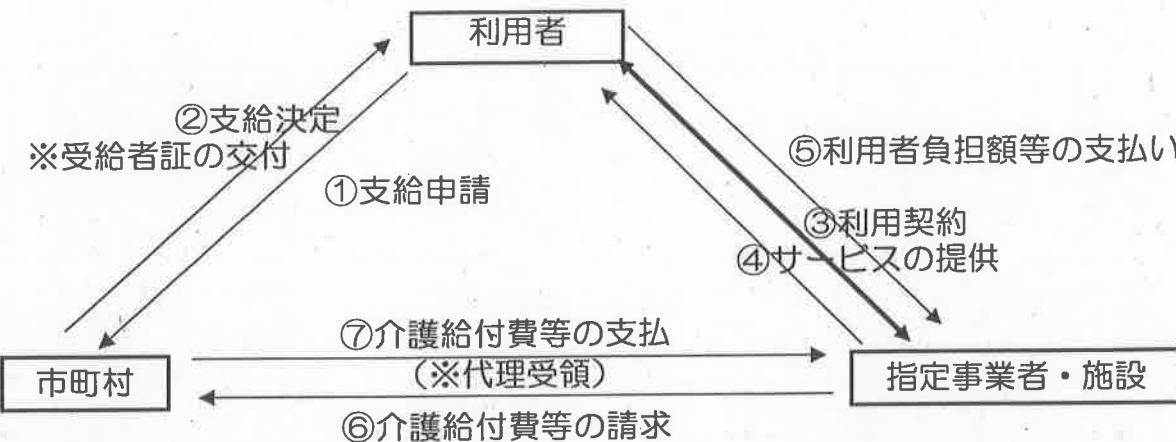
利用者は、契約を結んだ指定事業者・施設のサービスを利用します。

利用者負担額
の支払い

利用者または扶養義務者は、指定事業者等に対し、利用者負担額を
支払います。

支給決定後の
サービス等
利用計画の
モニタリング

支給決定後は、一定期間ごとに、相談支援事業者がモニタリングを行
い、計画の見直しが必要であれば、適宜変更します。



(5) 障害福祉サービス利用にかかる費用

障害福祉サービスを利用した場合は、負担能力に応じた利用額を負担していただきます。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、1割負担となります。残りの費用は、市町村、県、国が負担するしくみです。

- ◎ 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合などでも、合算した額が一定額を超えた場合は高額障害福祉サービス等給付費が支給され、負担が重くならないように配慮されています。
- ◎ 施設サービスを利用する場合の食費や光熱水費は、全額自己負担となります。ただし、施設入所者で所得の低い方は、申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。
その他、サービスにより、食事や日用品などの実費を支払う場合もあります。
- ◎ グループホーム・ケアホームの利用者が負担する家賃を対象として、所得の低い方は、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足給付が支給され、負担が軽減されます。

(6) 障害児支援の内容

○障害児施設支援の種類

サービス名称	内 容
障害児通所支援	
児童発達支援	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて、身近な地域の障害児支援として、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて、身近な地域の障害児支援として、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	幼稚園、大学を除く学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進とともに、放課後等の活動の場となります。
保育所等訪問支援	現在利用中又は今度利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他他の集団生活を営む施設において、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるよう当該施設を訪問し、支援を行います。
障害児入所支援	
福祉型	手帳の有無にかかわらず、療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援を行います。
医療型	手帳の有無にかかわらず、療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援及び治療を行います。

○各種相談支援

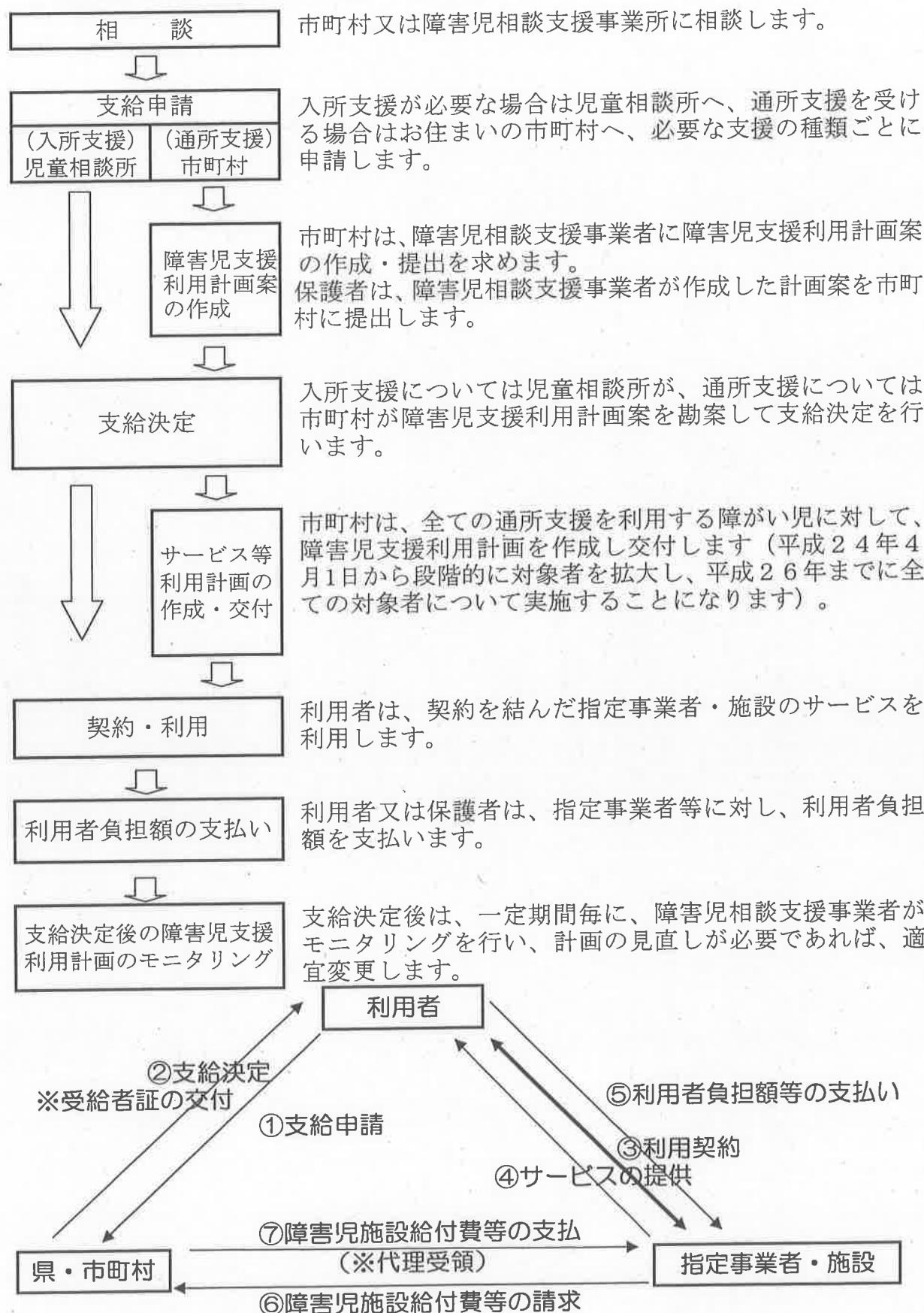
サービス名称	内 容
一般的な相談支援	障がい者・障がい児等の相談支援を市町村から委託を受けた指定特定・指定一般相談支援事業所が行います。
計画相談支援	障がい児の居宅サービスに係るサービス等利用計画案の作成及びサービス等の利用状況の検証や見直しを指定特定相談支援事業者が行います。
基本相談支援	障がい児の居宅サービスに係る相談支援を指定特定相談支援事業者が行います。
障害児相談支援	通所サービスを利用する障がい児の障害児支援利用計画案作成及びサービス等の利用状況の検証や見直しを障害児相談支援事業者が行います。

(7) 障害児支援の利用のしかた

障害児支援を受けるまでの流れは次のようになっています。

皆さんに必要な支援を提供できるよう、児童相談所や事業者がお手伝いします。

申請は、障害児通所支援についてはお住まいの市町村に、障害児入所支援については地域を管轄する児童相談所に行います。



○各児童相談所の管轄区域

名 称	住所、TEL	管轄区域
熊本県中央児童相談所	熊本市東区長嶺南2丁目3-3 096-381-4451 (直通)	荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、下益城郡、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、天草郡
熊本県八代児童相談所	八代市西片町1660 0965-32-4426 (直通)	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡、球磨郡
熊本市児童相談所	熊本市中央区大江5丁目1-50 096-366-8181	熊本市

(8)障害児支援等利用にかかる費用

障害児支援を利用した場合は、原則として利用額の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。残りの9割は、市町村、県、国が負担するしくみです。

○利用者負担の上限額

所得に応じて4つの区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

対象となる人	月額負担上限
生活保護世帯の人	0円
市町村民税非課税世帯の人	0円
市町村民税所得割16万円未満 (障がい児の場合は保護者世帯の市町村民税所得割28万円未満)	4,600円
市町村民税所得割16万円以上 (障がい児の場合は保護者世帯の市町村民税所得割28万円以上)	37,200円

(9) 地域生活支援事業

県や市町村が実施する地域生活支援事業には、以下のようなものがあります。

障害福祉サービスなどと組み合わせて障がいのある人を支援します。

事業内容は市町村によって異なります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。（53～58ページを参照ください。）

●市町村●

- ・障がい者に対する理解を深めるための研修、啓発事業
- ・障がい者、家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・意思疎通支援者派遣事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター
- ・その他必要な事業

●県●

- ・専門性の高い相談支援事業
- ・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- ・盲ろう者通訳・介助員養成研修事業
- ・意思疎通支援者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- ・障がい者等の自立や社会参加を促進する事業

2 精神障害者保健福祉手帳交付事業

平成7年7月1日から「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」が施行され、同年10月1日から精神障害者保健福祉手帳制度が発足しました。

この手帳制度により手帳の交付を受けた方は、税制上の優遇措置、生活保護の障害者加算の認定手続きの簡素化、県内のバス・市電の運賃割引等の支援策が受けられます。

精神障害者保健福祉手帳制度の概要は次のとおりです。

(1) 手帳の対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となります。（知的障がいを除きます。）

(2) 手帳の障害等級等

等級は1級～3級の3等級です。有効期間は2年間です。

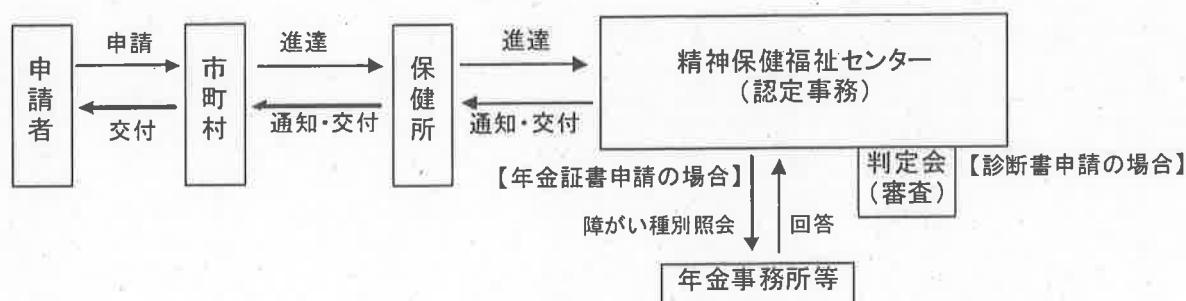
(3) 交付申請手続

- ア 手帳の申請者は精神障がい者本人です。（家族・医療機関の代行可）
- イ 申請窓口は居住地を所管する市町村。
- ウ 申請書類は申請書のほか、医師の診断書又は精神障がいを受給理由とする障害年金を現に受給していることを証する「障害年金証書」等の写しが必要です。なお、「障害年金証書」等の写しを添付書類として提出した場合は、熊本県精神保健福祉センターが行う審査が不要となります。
＊ 診断書は精神保健指定医その他精神障がいの診断又は治療を行っている医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点の診断書となります。
- エ 手帳の更新申請については、有効期限の3か月前から行うことができます。

※平成24年4月1日から熊本市が政令指定都市に移行し、熊本市にお住まいの方につきましては、熊本市が手帳認定を行い、交付することとなりました。

熊本市から熊本市以外の熊本県内市町村に転入される場合は、他の都道府県から転入された場合と同様の手続きとなります（新規申請と変更届が必要です）。

【交付申請フロー図】



(4) 手帳に基づく各種の援助施策一覧

①税制の優遇措置

措置	内容	問い合わせ先
所得税の障害者控除	<p>納税義務者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族が障がい者である場合に、以下の控除が受けられます。</p> <p>【本人】・障害者控除（2・3級） 27万円 ・特別障害者控除（1級） 40万円</p> <p>【同居の特別障害者（1級）の扶養控除】</p> <p>※平成23年に改正 納税者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、本人又は本人の配偶者、本人と生計を一にする親族のいずれかと同居している者の場合が対象 同居の特別障害者 75万円</p> <p>※「心身障害者扶養共済制度」に基づき、障がい者に支給される年金には、所得税は課税されません。</p> <p>※小規模企業共済等掛金制度 「心身障害者扶養共済制度」に基づき支払った掛金を所得金額から差し引くことができます。</p>	税務署
マル優（非課税貯蓄）制度	障がい者は所定の手続により、①マル優（銀行等の預貯金等）、②特別マル優（国債、地方債）が利用でき、それぞれ元本の額が350万円（合計700万円）までの利子等について非課税とされます。	
住民税の障害者控除等	<p>納税義務者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族が障がい者である場合に、以下の控除が受けられます。</p> <p>【本人】・障害者控除（2・3級） 26万円 ・特別障害者控除（1級） 30万円</p> <p>【同居の特別障害者（1級）の扶養控除】 53万円</p> <p>【同居の特別障害者（1級）の配偶者控除】 56万円 (控除対象配偶者が70歳以上の場合は、61万円)</p> <p>※前年分の合計所得が125万円以下の障がい者は住民税は課税されません。</p>	各市町村税務課
相続税の障害者控除	<p>障がい者の相続税額から以下により算出した額を控除します。</p> <p><u>85歳未満</u> ・2・3級 (<u>85歳</u>-障がい者の年齢) × 6万円 ・1級 (<u>85歳</u>-障がい者の年齢) × 12万円</p> <p>※H22.3.31以前の相続又は遺贈に係る相続税については、70歳に置き換えてください。</p>	税務署
贈与税の非課税	<p>一定の信託契約に基づいて、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）を受益者とする財産の信託があった場合、その信託受益権の価額のうち6,000万円までは課税されません。</p> <p>※この特例を受けるには、財産を信託する際に、「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄の税務署長に提出する必要があります。</p>	税務署
自動車税 自動車取得税 ※軽自動車税	<p><u>※1級所持者が対象</u></p> <p>1税額の全額が減免の対象となる自動車</p> <p>(1) 障がい者が所有（取得）する自動車 障がい者1人につき1台、自家用のみ。 ・所有者（取得者） 精神障がい者1級（※1） ・使用目的 運転者が障がい者本人の場合は、特に問わない。 運転者が生計同一者、常時介護者（※2）の場合は、障がい者の通学、通院、通所、生業</p> <p>※1：18歳未満の障がい者の生計同一者の所有（取得）も含む。 ※2：障がい者のみで構成されている世帯に限る。</p> <p>(2) 構造上、障がい者のために特別の仕様がされた自動車 ・障がい者等の利用のみに供されるもの ・個人が所有（使用）する自動車は、利用する身体障がい者等</p>	<p>自動車税事務所 096-368-4020 各県地域振興局税務課</p> <p>※軽自動車税は、各市町村税務課</p>

自動車税 自動車取得税	<p>1人につき1台（事業のために使用する場合を除く）</p> <p>2 自動車取得税の一部が減免の対象となる自動車</p> <p>(1)構造上、障がい者の利用に供されると認められるものであるが、障がい者以外の利用にも供されるもの。 (特別の仕様がなされたものに限る。自家用・事業用は問わない。)</p> <p>(2)障がい者等が運転するために特別に運転装置・制御装置等に構造変更がされた事業用のもの。</p> <p>(1)、(2)の減免の額 減免額=（構造変更に要した金額）×（税率）</p> <p>※減免の対象となるか否かなど、詳しくはお問い合わせ先に御確認ください。</p>	
------------------------	--	--

②生活保護法の障害者加算の認定手続の簡素化

生活保護法の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定については、従来の障害年金証書の写し又は医師の診断書による判定に加えて、手帳（1級又は2級）による判定もできます。

ただし、手帳の交付又は更新の年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けて1年6月を経過している者に限ります。

※障害年金受給中の方は、障害年金の等級により認定されます。

③後期高齢者医療制度による医療給付の65歳以上からの適用

後期高齢者医療制度による医療の給付は、原則として75歳以上に適用されますが、手帳1・2級所持者は市町村に申請を行い、広域連合の認定を受けることにより65歳から適用されます。

④重度心身障害（児）者医療費助成制度

手帳1級所持者が社会保険等で医療を受けた場合、その自己負担額の一部を市町村が助成します。市町村での申請を受付けます。

*手帳1級を所持し、かつ自立支援医療費を受給している方に対しても、その上限額に関わらず通院の助成金が適用されます。

⑤県立施設入園料等の免除制度

種類	対象施設	金額等	割引等の方法	備考
県立施設の入園料等の免除	県立美術館、装飾古墳館、農業公園、県民総合運動公園、県営八代運動公園、県立総合体育館、伝統工芸館、熊本武道館、青少年の家（天草、菊池、豊野、あしきた）、総合射撃場	各県立施設を御利用になる前に、免除対象になるか、各窓口に御確認下さい。	窓口に精神障害者保健福祉手帳を呈示する。	一部適用にならないものがあります。 ※御利用になる前に窓口に御確認ください。

⑥県立劇場主催事業の割引

（ア）割引対象者

障害者手帳所持者と介護者（1名に限る）

（イ）チケット購入方法

- ・県立劇場1階事務所で手帳を提示（県立劇場以外で購入の際は割引できません）。
- ・電話での申し込みの際は「障害者割引利用」と伝える。
- ・県立劇場ホームページで申し込みの際は、メールフォームに「障害者割引利用」と記入。
＊一度通常料金でチケットを求めた後に、障害者割引料金への変更はできません。

（ウ）公演当日

- ・公演当日は、必ず手帳を持参してください。

・障害者手帳所持者が来場できなくなった場合、介護者は通常料金となります。

（エ）チケット申し込み・問い合わせ先

熊本県立劇場 〒862-0971 熊本市中央区大江2丁目7-1

TEL : 096-363-2233 FAX : 096-371-5246

⑦バス運賃割引制度

- (ア) 割引対象者
精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級）※写真が貼付されていない手帳は対象外です。
- (イ) 適用されるバス・電車
産交バス、熊本電気鉄道バス、熊本バス、熊本都市バス、熊本市営バス
- (ウ) 割引の額等
運賃半額（県内ののみ。みなくるバスは適用なし。）
- (エ) 利用方法
運賃支払いの際に、手帳の写真が貼付されたページを開いて乗務員に呈示してください。

⑧熊本電気鉄道（電車）運賃割引制度

- (ア) 割引対象者
精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級）※写真が貼付されていない手帳は対象外です。
- (イ) 割引の額等
運賃半額（定期券は5割引。電車・バス共通定期券は3割引。小学生以下の障がい者割引なし。）
- (ウ) 利用方法
運賃支払いの際に、手帳の写真が貼付されたページを開いて乗務員に呈示してください。

⑨南阿蘇鉄道運賃割引制度

- (ア) 割引対象者
精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級）
- (イ) 割引の額等
運賃半額（トロッコ列車、臨時列車は対象外）
- (ウ) 利用方法
運賃支払いの際に、手帳の障害等級が記載されたページを開いて乗務員に呈示してください。

⑩肥薩おれんじ鉄道運賃割引制度

- (ア) 割引対象者
精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級）
- (イ) 割引の額等（JR線から直接乗り入れる場合は対象外）
 - 1級 介護者有りの場合は本人及び介護者ともに運賃半額
本人のみの場合片道100キロを超える区間で運賃半額
 - 2級・3級 本人のみ片道100キロを超える区間で運賃半額
- (ウ) 利用方法
運賃支払いの際に、手帳の障害等級が記載されたページを開いて駅員または乗務員に呈示してください。

⑪熊本市電運賃割引制度

- (ア) 割引対象者
精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級）
- (イ) 割引の額等
運賃半額（定期券は3割引。通学定期券は5割引。）
- (ウ) 利用方法
運賃支払いの際に、手帳を乗務員に呈示してください。

⑫NTT西日本 ※事前の申請が必要です。（NTT固定電話、NTTドコモのみ利用可能）

104ふれあい案内（番号案内（104）の無料サービス（等級関係なし））

問い合わせ先：NTTふれあい案内 NTTフリーダイヤル 0120-104-174
9時～17時 ※土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く。
携帯電話、PHSからもつながります。

⑬携帯電話 事前の申込みが必要です。

<携帯電話会社>

N T T ドコモ

- ・ハーティ割引（ふれあい割引）

基本使用料、各種サービス月額使用料：60%割引。（無料通話分はそのまま）。

契約事務手数料等各種手数料：一部無料

番号案内「104」への通話料・電話番号案内料が無料

国内テレビ電話料が音声通話料と同額

問い合わせ先：ドコモインフォメーションセンター

ドコモの携帯電話、PHSからの場合（局番なしの）151（通話料無料）

一般的な電話等からの場合 0120-800-000（無料）

または各ドコモショップ

a u

- ・スマイルハート割引

基本使用料：50%割引。

a u電話・一般電話・テレビ電話通話料、Cメール送信料：50%割引

他社の携帯電話・PHSへの通話料・テレビ電話通話料：20%割引

問い合わせ先：a uお客様センター

a u携帯電話からの場合（局番なしの）157（通話料無料）

一般的な電話等からの場合 0077-7-111（通話無料）

メールでのお問い合わせ <https://cs.kddi.com>（auお客様サポート⇒お問合せへ）

または各a uショップ

ソフトバンクモバイル

- ・ハートフレンド割引（オレンジプラン）

基本使用料：50%割引

ソフトバンク携帯電話・一般電話の通話料、TVコール通信料、メール送信・読み出料：50%割引

他社携帯電話・PHSへの通話料：20%割引

- ・ハートフレンド割引（ブループラン）

基本使用料：50%割引。手数料等：無料。

手数料（契約事務手数料、機種変更事務手数料、契約変更事務手数料）：無料

- ・ハートフレンド割引（ホワイトプラン）

Sベーシックパック（315円）加入時、パケットし放題加入必須

基本使用料：無料

TVコール通話料：無料

パケット定額サービス：下限額0円～ 等

問い合わせ先：ソフトバンクカスタマーサポート総合案内

ソフトバンク携帯電話からの場合（局番なしの）157（通話料無料）

一般的な電話等からの場合 0800-919-0157（無料）

メールでのお問い合わせ <http://mb.softbank.jp/mb/>（Eメールお問い合わせ窓口へ）

または各ソフトバンクショップへ

⑭N H K放送受信料

割引等の条件等	放送受信料免除の基準	免除申請の方法	問い合わせ先
身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税の場合	全額免除	市福祉事務所長又は町村長から所定の放送受信料免除申請書に証明を受けて最寄りの放送局に提出する。	NHK熊本放送局 熊本市中央区千葉城町2-7 Tel 096-326-8202 fax 096-324-2939
精神障害者保健福祉手帳1級所持者が世帯主で、かつ受信契約者である場合	半額免除		

⑯駐車禁止除外標章の交付

精神障害保健福祉手帳の交付を受け、1級の障がいを有する精神障がい者の方は、申請により「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けられます。

申請先：住居地を管轄する警察署交通課

問い合わせ先：各警察署交通課、警察本部交通規制課（TEL096-381-0110）

⑰その他（市町村などの独自サービス） 詳細については、各市町村窓口にご確認ください。

<熊本市実施分>

□ 熊本市在住の方が対象です。

□ さくらカード交付

熊本市内を運行する路線バス・市電の運賃の割引や特定の施設等を無料で利用できる優待証（さくらカード①）を交付します。（交付手数料300円）

※ なお、路線バス・市電の割引には、「さくらカード①」に加え、「おでかけ乗車券」、または「おでかけバス券」が必要です。

「おでかけ乗車券」（500円で5,000円分乗車可）

「おでかけバス券」（2,000円で1年間乗車可）

※ 無料となる施設：熊本市内の各種観光、文化施設等（熊本城、旧細川行部邸、熊本博物館、熊本市動植物園、立田自然公園、北岡自然公園など）

□ 福祉タクシー券（1・2級所持者で所得税非課税の方）

□ 熊本市立施設の個人使用料等の免除（プール、武道場、弓道場、競技場、多目的運動広場など）

□ 植木町健康福祉センター「かがやき館」使用料割引

<その他の市町村>

荒尾市 : 「福祉特別乗車証」交付により荒尾市内の産交バス運賃無料（1・2級所持者）

玉名市 : 玉名市草枕温泉てんすいの入湯料半額
歴史博物館こころピアの入館料無料

山鹿市 : さくら湯温泉割引（半額）

菊池市 : リバーサイドパーク温泉交流会館 使用料無料

七城ふれあいプラザ 使用料無料

菊池市老人福祉センター 使用料無料

菊池市七城老人福祉センター 使用料無料

菊池市旭志老人憩いの家 使用料無料

きくちべんりカー運賃割引（顔写真付き手帳所持者）

合志市 : レターバス運賃割引 循環バス・乗り合いタクシー運賃割引

阿蘇市 : 福祉年金（年1回5000円）

南阿蘇村 : 重度心身医療費の半額助成（2級所持者）

西原村 : 福祉タクシー料金助成（車の運転をしない手帳所持者）

嘉島町 : 嘉島町高齢者バス・タクシー優待乗車証交付事業

70歳以上の方にバス・タクシー優待乗車のための証「かしまカード」及び年間1万円分の乗車券を交付

甲佐町 : 町営バス割引（50%以内の割引。1ヶ月以上3ヶ月未満の料金を前納した方は65%以内の割引、3ヶ月以上の料金を前納した方は70%以内の割引）

宇城市 : タクシー券（1級所持者）

宇土市 : 福祉手当（年1回5000円）

福祉タクシー券（1級所持者）

八代市 : 八代市営の温泉施設利用料割引（介助者も対象の場合あり）

八代市内の社会体育施設、文化施設等の利用料又は入館料の減免

例：博物館・市民プール・総合体育館・武道館など（介助者も対象の場合あり）

氷川町 : 竜北福祉センター入館料割引

水俣市 : 福祉タクシー券（4月1日時点での1級所持者）交付期間：4～6月

芦北町 : 福祉手当（年1回）

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級 7,000円

身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級 6,000円

身体障害者手帳5・6級、精神障害者保健福祉手帳3級 5,000円

無料入浴券(170円×70枚)

津奈木町 : 福祉年金（年1回3000円）

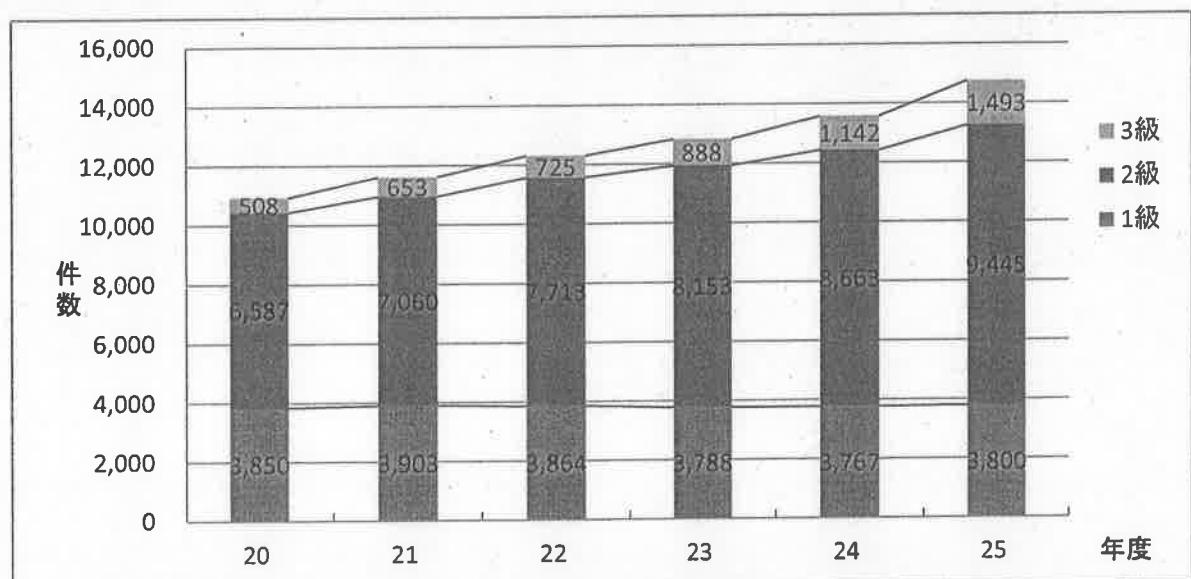
人吉市 : タクシー利用券（1級所持者）
カルチャーパレス プラネタリウム観覧料 半額
人吉城歴史館 無料
人吉市体育施設利用料 半額 ※事前申請が必要です
(スポーツパレス トレーニングルーム、市民プールほか)
錦町 : 福祉手当（年1回 4000円）、乗合タクシー（利用料：片道 300円）
あさぎり町 : 福祉タクシー料金助成（1級所持者） 福祉年金（年1回 5000円）
多良木町 : 福祉手当（年1回 5000円）
福祉タクシー料金助成（手帳所持者）
湯前町 : 福祉手当（年1回 4000円）
水上村 : 福祉年金（年1回 5000円）
相良村 : タクシー券（1・2級所持者） 福祉年金（年1回 5000円）
五木村 : タクシー券（手帳1級） 福祉年金（1・2級所持者 年1回 3000円）
介護手当（自宅で寝たきりの障がい者を介護する方に月 5000円）
山江村 : 福祉年金（年1回 5000円）
球磨村 : 福祉年金（年1回 5000円）
苓北町 : 苓北町温泉センター麟泉の湯 入館料半額
天草市 : 福祉タクシー料金助成（年間最大48枚：バス停から 1km 以上の区域に居住するもの）

(5) 平成 25 年度精神障害者保健福祉手帳所持者数（保健所別等級別）

等級 年度	1 級	2 級	3 級	合 計
熊本市	1,186	4,973	829	6,988
有明	410	653	107	1,170
山鹿	111	218	38	367
菊池	259	646	139	1,044
阿蘇	126	267	29	422
御船	182	277	49	508
宇城	262	573	89	924
八代	397	746	78	1,221
水俣	159	257	38	454
人吉	211	343	46	600
天草	497	492	51	1,040
合 計	3,800	9,445	1,493	14,738

(6) 年度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級 年度	1 級	2 級	3 級	合 計
20	3,850	6,587	508	10,945
21	3,903	7,060	653	11,616
22	3,864	7,713	725	12,302
23	3,788	8,153	888	12,829
24	3,767	8,663	1,142	13,572
25	3,800	9,445	1,493	14,738



3 精神障がい者社会適応訓練事業

精神障がい者を対象として、一定期間協力事業所において、生活指導及び作業訓練等を行うことによって社会適応力をかん養し、精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的として、昭和57年から「通院患者リハビリテーション事業」を開始し、平成14年度から「精神障害者社会適応訓練事業」として実施しています。

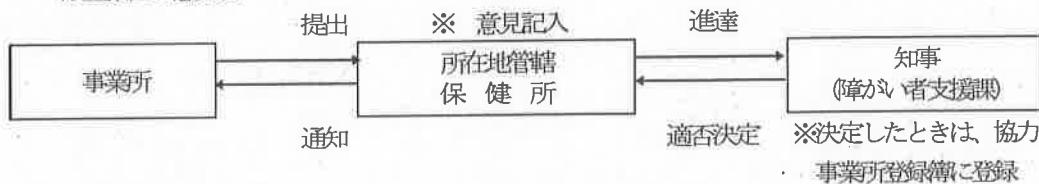
県と事業所が委託契約を締結後、訓練が開始され、契約は6か月単位で3年間を限度に更新できます。登録事業所250か所で、うち平成25年度の実働事業所は1か所、利用者は2人でした。

事業の流れは、次のとおりです

①協力事業所の登録

※申込書

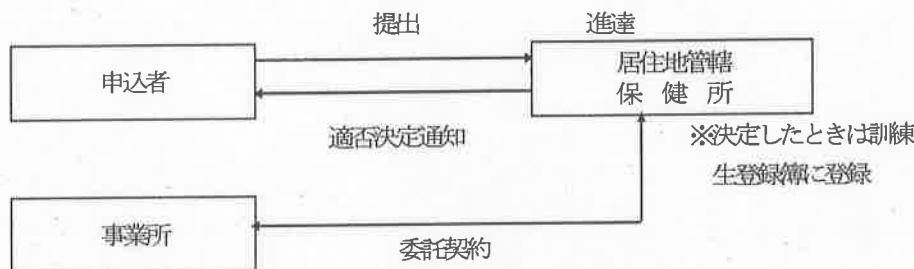
※主治医の意見書



②訓練の申込み

※申込書

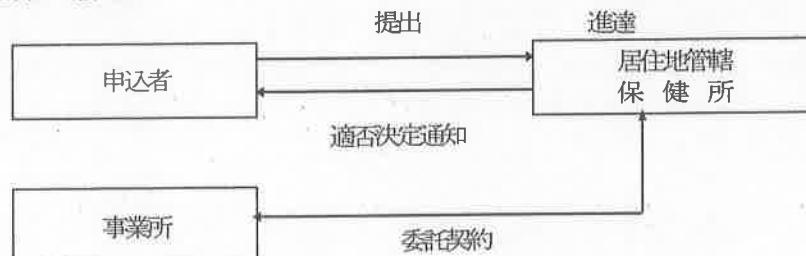
※主治医の意見書



③訓練の更新申込み

※更新申込書

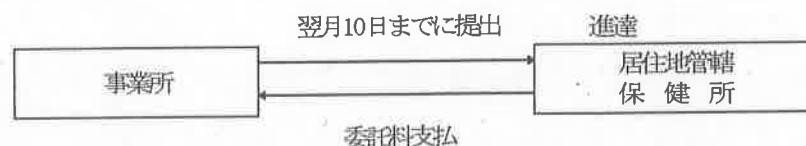
※主治医の意見書



④訓練期間中の状況報告及び委託料支払

※請求書

※状況報告書



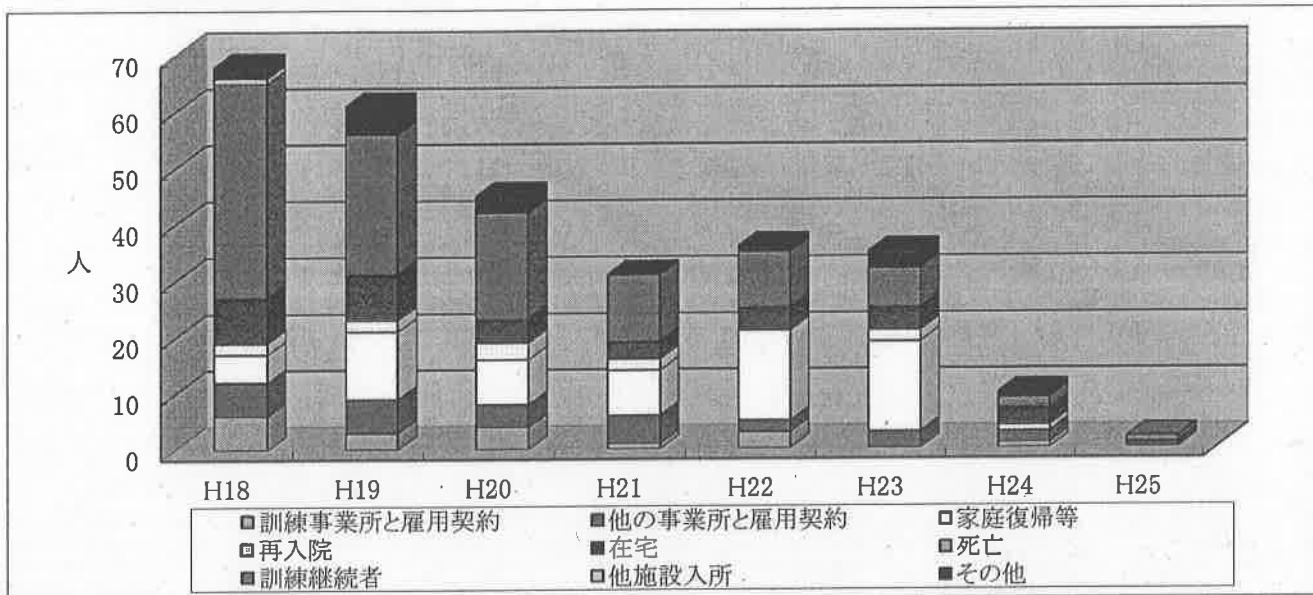
(1) 保健所等別訓練期間後の状況

	訓練終了者												社会復帰率 (A/C)	
	社会復帰した者						その他の者							
	就労		家庭復帰等	小計 (A)	再入院	在宅	死亡	他施設入所	その他	小計 (B)	合計 (C = A + B)	訓練継続者 (D)		
	雇訓練用事業契約と	雇他の用事業契約と			院	宅		所	他					
平成25年度	有	明												
	山	鹿												
	菊	池												
	阿	蘇												
	御	船												
	宇	城												
	八	代												
	水	保												
	人	吉												
	天	草												
計														
平成24年度	有	明	1	1	2		2				2	2	100	
	山	鹿				1	1				1	1		
	菊	池												
	阿	蘇												
	御	船												
	宇	城												
	八	代												
	水	保												
	人	吉												
	天	草												
計		1	2	3	1	4	3		1	4	8	2	50	
平成23年度	有	明										1	1	
	山	鹿										1	2	
	菊	池												
	阿	蘇												
	御	船												
	宇	城												
	八	代												
	水	保												
	人	吉												
	天	草												
熊本市														
あかね荘		1	1	15	16	1	1				2	18	18	
計		3	3	16	19	2	4				3	9	68	

(2) 年度別訓練実績状況

区分 年度	協力事業所実働数 (箇所)	対象者実数 (人)	訓練延日数 (日)	委託料支払額 (千円)
H18	37	68	5,222	10,444
H19	34	61	4,797	9,594
H20	28	45	4,325	8,650
H21	19	31	2,547	5,094
H22	16	36	2,061	4,122
H23	12	35	1,967	3,934
H24	8	10	484	726
H25	1	2	93	139.5

(3) 年度別訓練期間後の状況



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
訓練事業所と雇用契約	6	3	4	1	3		1	
他の事業所と雇用契約	6	6	4	5	2	3	2	
家庭復帰等	5	12	8	8	16	16	1	
再入院	2	2	3	2		2		
在宅	8	8	4	3	4	4	3	1
死亡								
訓練継続者	38	25	19	12	10	7	2	1
他施設入所	1							
その他	2	5	3	0	1	3	1	
計	68	61	45	31	36	35	10	2

4 精神障がい者地域移行支援事業

(1) 事業推進の経緯

国は、平成16年9月に公表した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、今後の精神保健福祉の基本的な方向を「入院医療中心から地域生活中心へ」としました。

この方針の下、本県では、平成19年度から平成23年度まで精神障害者退院促進支援事業（平成20年度からは精神障がい者地域移行支援特別対策事業に事業名を変更）を実施し、5年間で合計76名の方が退院されました。

平成24年度からは、障害者自立支援法に基づく個別給付として精神障がい者の地域移行支援が始まり、精神障がい者の地域移行の具体的支援（退院に向けての同行支援など）がこの制度により行われるようになりました。

また、第3期熊本県障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）において、次の2つの目標値を定めており、障害者自立支援法に基づく地域移行支援が円滑に進み、計画の目標を達成させるための施策として、新たな形で熊本県精神障がい者地域移行支援事業を開始しました。（障害者自立支援法は、H25.4.1から障害者総合支援法に名称変更）

①1年未満入院者の平均退院率（H26）を7%増加（H20比）

$$72.2\% \times 1.07 \approx 77\%$$

②5年以上かつ65歳以上の退院者数（H26）を20%増加（H23比）

$$20\text{人}(H23.6) \times 12\text{月} \times 1.2 = 288\text{人} (240\text{人} + 48\text{人増})$$

(2) 平成26年度熊本県精神障がい者地域移行支援事業の概要

① 地域移行支援アドバイザーの配置

精神障がい者の地域移行支援に関する知識や経験を有する者を「地域移行支援アドバイザー」として県内に2名配置し、精神科病院や相談支援事業所等の地域移行への取組みを支援しています。

② 高齢入院患者地域支援事業

事業を実施する精神科病院（県内で6病院）で医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種と相談支援専門員等の地域の関係者が支援チームを組織し、主診断名が統合失調症の概ね60歳以上の高齢入院患者で退院支援を重点的に行う必要があると主治医が判断した者に対して、退院に向けての意欲喚起などの退院支援を行っています。

※ 熊本市（政令指定都市）においても、同様の事業を実施。

精神障がい者の地域移行

精神障がい者の地域移行・地域定着

入院中の精神障がい者

【高齢入院患者 地域支援事業】

秋ねの原県以上で主診
断名が統合失調症の
入院患者の退院に向けた
意欲喚起を行う
事業

用意

助言

【障害者総合支援法に基づく 個別給付(地域移行支援)】

住居の確保や新生活の準備等、退院に向けた支援を行う。市町村に申請を行う必要がある。

相談

助言

退院

【障害者総合支援法に基づく 個別給付(地域定着支援)】

單身生活障がい者や家族等による緊急時の
支援が見込まれない者に対して、着時の連絡
体制の確保等を行う。

【業務】

地域移行支援を行なう者からの
相談を受け、助言を行う。
※基本的に電話による相談

【配置人数】

- ・熊本県：2名
- ・熊本市3名

5 高次脳機能障害支援普及事業

[概要]

高次脳機能障害とは、脳卒中、脳外傷、脳炎・脳症などにより、脳が損傷して起こる症状です。

障害の特徴としては、外見ではわかりにくい、本人が自覚しにくい、記憶ができない、周りに关心がなくなる、生活する上で必要な情報を整理し、計画し、処理することができないなど非常に対応の難しい障がいといえます。

高次脳機能障害者の数（医療・福祉サービスを提供すると社会復帰が見込まれる高次脳機能障害をもつ人）は、平成20年度の国立リハビリテーションセンターの研究班の報告によると全国に約68,000人いると推測されており、この結果を本県に当てはめると、1,000人程度ということになります。

平成18年度に施行された障害者自立支援法（平成25年度～障害者総合支援法）では、県の地域生活支援事業として、高次脳機能障害など専門性の高い障がいに関する相談支援や必要な情報提供等、地域の実情に応じた事業の実施が求められています。

高次脳機能障害者のニーズ等を踏まえ、支援体制を確立する必要性があることから、本県では、平成20年度から高次脳機能障害支援普及事業に取り組んでおります。

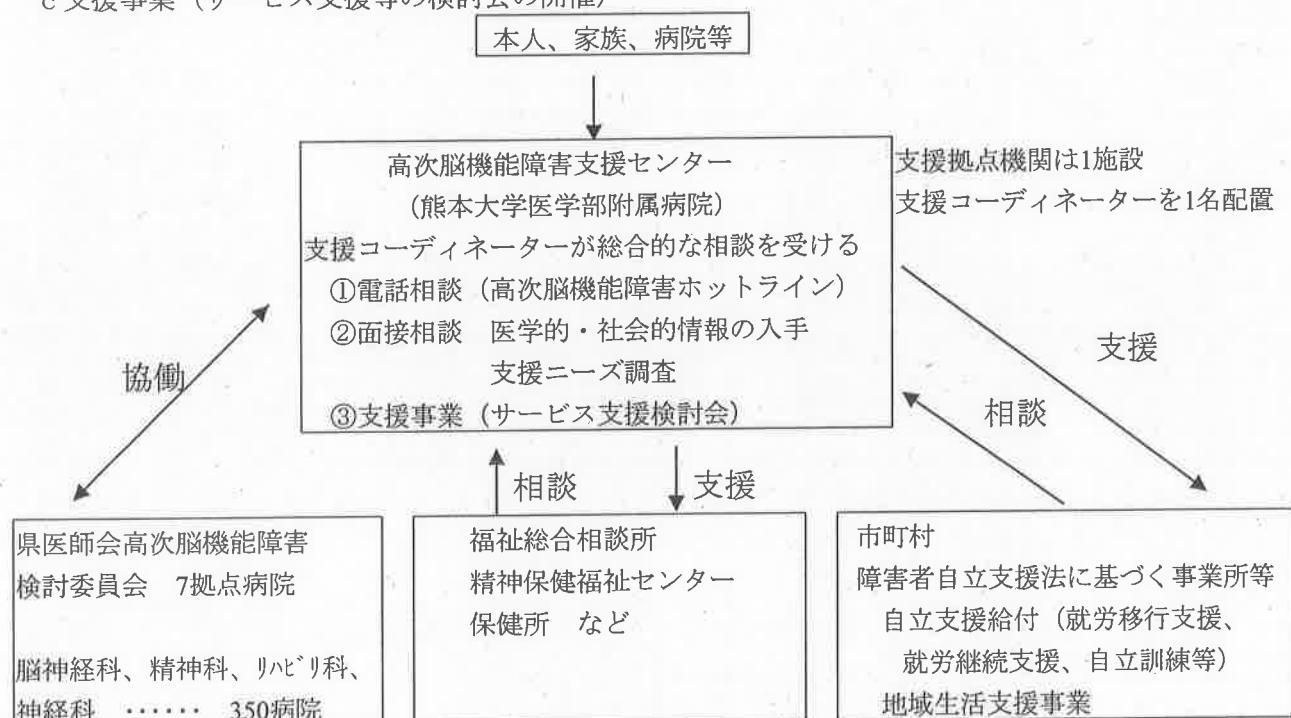
(1) 相談支援事業

支援拠点機関（熊本大学医学部附属病院）を指定し、支援コーディネーターを配置し、家族や本人・医療機関からの相談に応じます。

a 電話相談（高次脳機能障害ホットラインの設置）専用電話 096-373-5784

b 面接相談

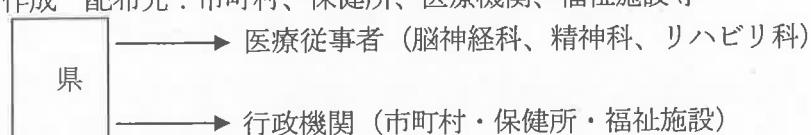
c 支援事業（サービス支援等の検討会の開催）



(2) 普及啓発・研修

①研修事業 対象： a 医療事業者向け b 行政機関 c 福祉施設

②リーフレットの作成 配布先：市町村、保健所、医療機関、福祉施設等



6 障害者社会参加総合推進事業

[概要]

障害者基本法の基本理念に則り、障がい者や障がい児がその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す、障害者自立支援法が平成18年4月に施行され、平成25年4月から名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(略称:障害者総合支援法)に改正されました。

この障害者総合支援法において、都道府県は、専門性の高い相談支援、障害者福祉サービス等の質の向上及び障がい者が自立した社会生活を営むために必要な支援を行う、地域生活支援事業の推進が求められています。

本県は、障害者社会参加総合推進事業として、地域生活支援事業に基づく次の事業を実施しています。

(1) 障がい者人権擁護相談事業（障がい者110番事業）

常設の相談窓口を置き、障がい者又は家族等関係者からの、障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談に対応して、必要な助言を行い、内容に応じて弁護士等の専門相談員により対応するほか、必要に応じて他の専門機関の紹介、取り次ぎ等を行います。

1 相談方法 電話又はFAXでの相談及び来所による相談を受け付けます。

相談専用番号 096-354-4110(電話・FAX兼用)

2 相談内容の具体例

- (1)生命・身体に対する危害
- (2)財産に対する侵害
- (3)相続関係
- (4)金融、消費、契約関係
- (5)雇用、勤務条件関係
- (6)職場、施設での人権関係
- (7)隣人、知人との人権関係
- (8)家族、親族との人権関係

3 受付時間

月～金(休祭日及び年末年始を除く)午後1時から午後5時まで

なお、上記以外の時間帯は、留守番電話及びFAXで受け付けます。

4 受付場所

(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会(熊本市中央区南千反畠町3-7)

(2) 精神障がい者支援教室等開催事業

精神障がい者家族リーダー及び精神障がい者の家族に対し、精神障がい者を支援し、精神障がい者の自立及び社会復帰の促進を図るために必要な知識や技能を習得させるための教室、講習会及び研修会等の開催並びに精神保健相談事業を実施します。

一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会に委託して実施。

平成25年度実績：県連家族会役員及び障がい者の家族等を対象とした研修会

宇城地域、菊池地域及び天草地域計3地域で開催、245名参加

(3) 地域精神障がい者スポレク大会（ふれあいピック）事業

精神障がい者のスポーツレクリエーションによる地域交流を促進し、精神障がい者の社会参加及び地域社会の理解を促進するとともに、関係者のネットワーク化を図ります。

社会福祉法人熊本県社会福祉事業団に委託して実施。

平成 25 年度実績：開催日及び場所
大会スローガン
競 技 内 容
参 加 者

平成 25 年 10 月 25 日（金）パークドーム熊本
「みんなの手 つないで開こう 未来の扉」
綱引き、パン食い競争、リレー等
当事者 793 名、家族 42 名、職員 260 名、
ボランティア 29 名、スタッフ 211 名
計 1,335 名参加

(4) 地域精神障がい者レクリエーション教室事業(県保健所)

戸外活動や障がい者同士の交流の機会が少ない精神障がい者の自立意欲を助長するため、各種レクリエーション教室を開催します。

(5) 精神障がい者作品展

精神障がい者が社会復帰のために訓練を行っている成果品の展示を行い、精神障がい者の創作意欲を助長するとともに、心の病や精神障がい者に対する理解を深め、精神障がい者の社会復帰の促進を図ります。

公益社団法人熊本県精神保健福祉協会へ委託して実施。

平成 25 年度実績：平成 25 年 10 月 18 日（金） やつしろハーモニーホール 5 団体参加
平成 25 年 11 月 10 日（日） 熊本交通センター 30 団体参加

(6) 地域精神保健福祉普及啓発事業（県保健所）

精神障がいに関する正しい知識の普及を図り、精神障がい者に対する偏見、差別を是正する啓発事業を行います。

啓発ポスター、パンフレット等の作成、講習会、学習会等を開催します。

(7) 精神保健福祉大会開催事業

精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図り、精神障がい者への理解を深め、精神障がい者の社会参加の促進を図るため、精神保健福祉大会を開催します。

平成 25 年度（第 51 回県大会）実績：平成 25 年 10 月 18 日（金） やつしろハーモニーホール
412 名参加

7 - 医療觀察法関連

(1) 事業概要

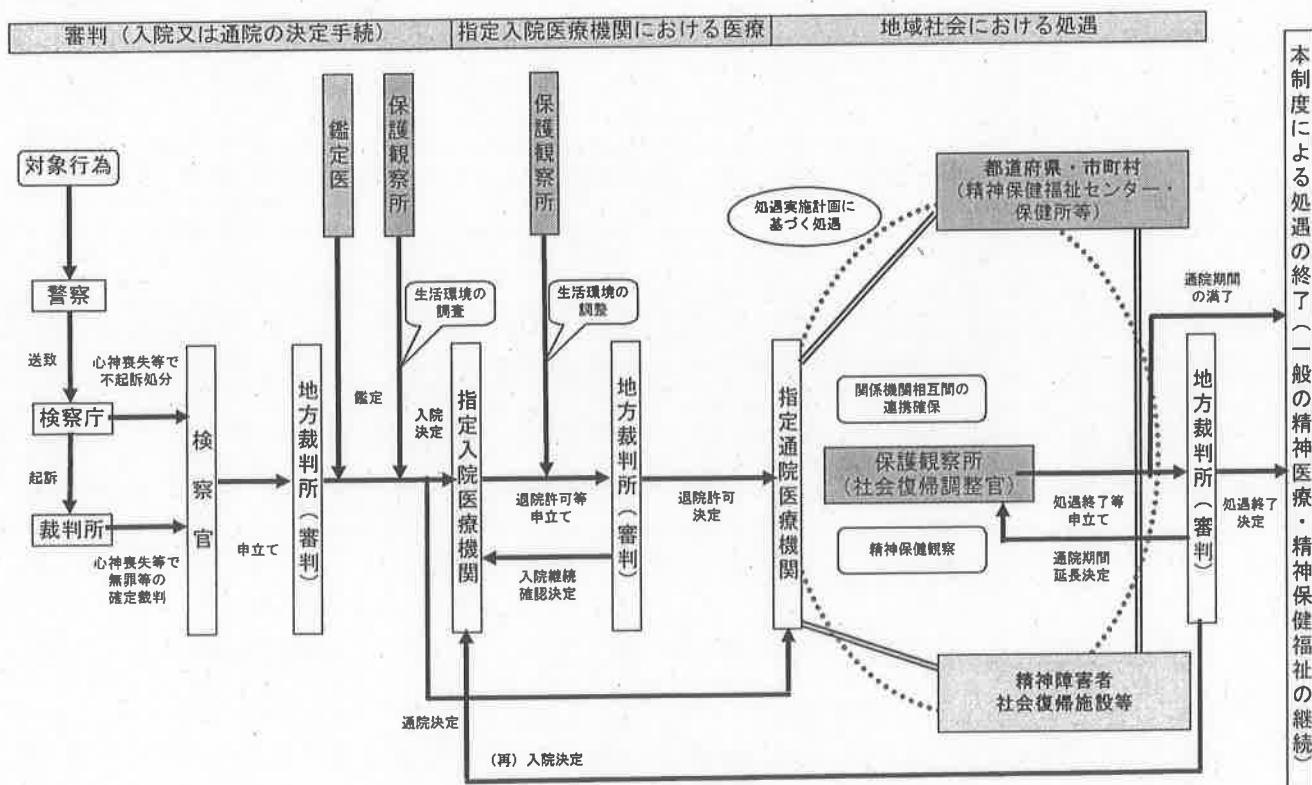
医療観察法の対象者が指定入院医療機関を退院し、地域処遇に移行する際、保護観察所が作成する処遇の実施計画策定のための協議（ケア会議）に対し、対象者の居住地を管轄する各保健所が参加し協力しています。

また、ケア会議の協議事項に応じて、障がい者支援課、精神保健福祉センター、各福祉事務所も参加しています。

医療観察法：「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定する手続き等を定め、継続的かつ適切な治療、必要な観察及び指導を行うことにより、病状の改善及び再発防止を図るとともに、社会復帰を促進するもの。平成17年7月施行。

(2) 事業体系



8 地域自殺対策事業

(1) 自殺予防対策の背景

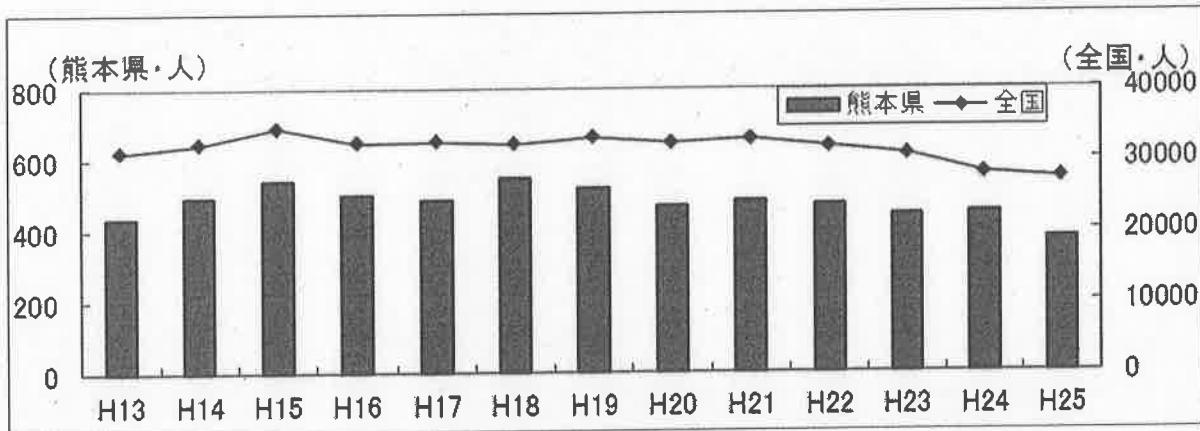
我が国の年間自殺者は、平成10年から激増し、12年連続で3万人を超え続けています。自殺未遂は既遂の10倍、また、「自殺や自殺未遂により、遺族や友人など周囲の人々が深刻な心理的影響を受ける」といわれており、非常に多くの方々が自殺問題に苦しんでおられるといえます。

このような状況を踏まえ、平成18年6月に「自殺対策基本法」が成立し、10月に施行されました。また、平成19年には6月にはこの基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が策定されました。

熊本県における自殺者数も、全国の状況と同様に平成10年に男性の自殺者が大幅に増加し、平成11年には総数で500人を超える、平成15年に過去最高となりました。

その後も高い水準で推移していましたが、平成22年頃から減少傾向にあり、平成24年度は全国の自殺者数が3万人を切りました。平成25年もさらに減少しています。

※警察庁資料をもとに作成



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
熊本県	436	493	539	499	485	548	520	468	484	471	441	448	376
全国	31,042	32,143	34,427	32,325	32,552	32,155	33,093	32,249	32,753	31,690	30,651	27,858	27,283

(2) 熊本県の自殺者に関する考察

男女別では、男性が全体の約70%を占めています。

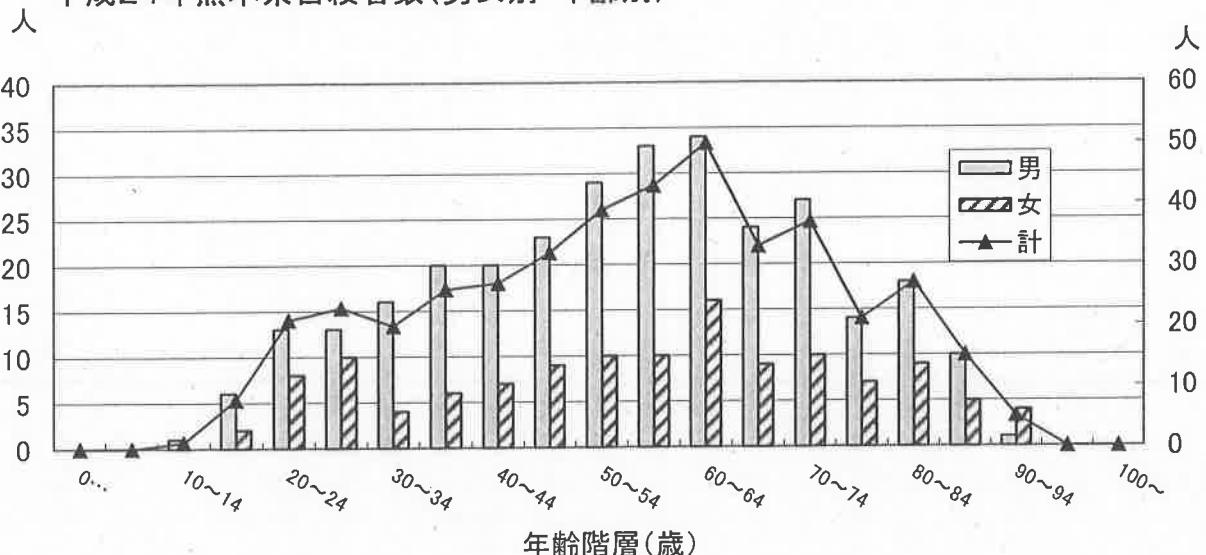
年代別では、40歳代～50歳代の中高年と、高齢者が多くの割合を占めていますが、40～50歳代の自殺者数については減少傾向にあります。

一方、20歳代～30歳代の自殺者数については横ばいの状況です。

警察庁資料「自殺統計」：発見地による集計で、県外居住者及び外国人を含む。

厚生労働省資料「人口動態統計」：住所地による集計で、県内に住所を有する日本人に限る。

平成24年熊本県自殺者数(男女別・年齢別)



	0 ～ 4	5 ～ 9	10 ～ 14	15 ～ 19	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～ 84	85 ～ 89	90 ～ 94	95 ～ 99	100 ～	不詳	計
男	0	0	1	6	13	13	16	20	20	23	29	33	34	24	27	14	18	10	1	0	0	0	302
女	0	0	0	2	8	10	4	6	7	9	10	10	16	9	10	7	9	5	4	0	0	0	126
計	0	0	1	8	21	23	20	26	27	32	39	43	50	33	37	21	27	15	5	0	0	0	428

(3) 熊本県の自殺対策の取組

熊本県では、平成19年3月、自殺対策を総合的に推進するため、関係機関等で組織する「熊本県自殺対策連絡協議会」を設置し、自殺対策事業に取り組んでいます。

平成22年度には、本県の自殺対策の指針となる「熊本県自殺対策行動計画」を策定し、関係機関と連携を図り事業を推進しています。

平成26年度事業内容

事業名	事業内容
自殺予防普及啓発事業	<p>自殺対策における県民一人ひとりの役割等についての理解促進し、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期治療を促し、自殺の危険性が高まっている人への社会的支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新聞、TV、ラジオ等を活用した広報啓発 ②街頭キャンペーン、講演会等のイベントの開催 ③自殺予防のリーフレットの作成、啓発グッズの配布等
自殺予防相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援事業 精神保健福祉センターにおける相談体制の充実を図るとともに、市町村等が実施する多重債務相談会等に臨床心理士を派遣し、相談者のメンタル面への直接支援を行う。 大切な人を自死で亡くされた方を対象とした相談、支援を行う。 ②人材養成事業 ゲートキーパーを養成するとともに、自殺予防に関わる方のスキルアップを図るために研修会を実施する。 ③自殺対策連絡協議会の開催
市町村等自殺対策推進事業	自殺予防を図るため、市町村、関係団体の取組みに対して、その経費を補助する。

9 保健所における精神保健福祉活動(平成25年度)

(1)相談等

	相談		訪問指導		(単位:人)
	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	
有明	36	57	11	14	169
山鹿	14	28	11	12	205
菊池	11	19	13	30	177
阿蘇	15	21	9	15	51
御船	45	56	16	30	357
宇城	19	25	23	26	76
八代	66	75	18	23	153
水俣	40	69	4	9	149
人吉	54	63	16	28	78
天草	27	33	28	48	93
計	327	446	149	235	1,508

(2)普及啓発

	精神障がい者(家族)に対する教室等		うつ病に関する教室等 (左の再掲)		地域住民と精神障がい 者との地域交流会	
	開催回数	延べ人員	開催回数	延べ人員	開催回数	延べ人員
有明					3	1015
山鹿					1	91
菊池					1	87
阿蘇					1	56
御船					2	205
宇城						
八代						
水俣						
人吉	1	27				
天草					2	253
計	1	27	0	0	10	1,707

(3)組織育成(支援件数)

	患者会	家族会	断酒会	職親会	その他	計
有明	1	3				4
山鹿		1			4	5
菊池		2			1	3
阿蘇		6				6
御船	3	4			3	10
宇城	2	2				4
八代		2			5	7
水俣		10			2	12
人吉		7	2		11	20
天草	4	4			2	10
計	10	41	2	0	28	81

※ 地域保健・健康増進事業報告(暫定値)による。